

# 鳥取県口蹄疫初動防疫連絡会議 次第

日 時 平成22年6月11日（金）

午前10時～11時

場 所 とりぎん文化会館 第3会議室

## 1 開 会

## 2 知事あいさつ

## 3 協議事項等

### （1）宮崎県における口蹄疫の発生について

- ア 発生現場で見えたもの（防疫派遣事例）
- イ 口蹄疫の発生状況
- ウ 宮崎県における口蹄疫防疫措置の進捗状況
- エ 口蹄疫発生に伴う関連対策（国）

### （2）本県の対応状況

- ア 口蹄疫に係る本県の対応
- イ 鳥取県口蹄疫緊急対策

### （3）今後の対応について（鳥取県口蹄疫防疫対策マニュアル）

- ア 口蹄疫の予防・防疫措置の流れ
- イ 農家・市町村・団体の役割り

### （4）県内での発生想定例

### （5）質疑

### （6）その他

## 4 閉 会

鳥取県口蹄疫初動防疫連絡会議出席者名簿

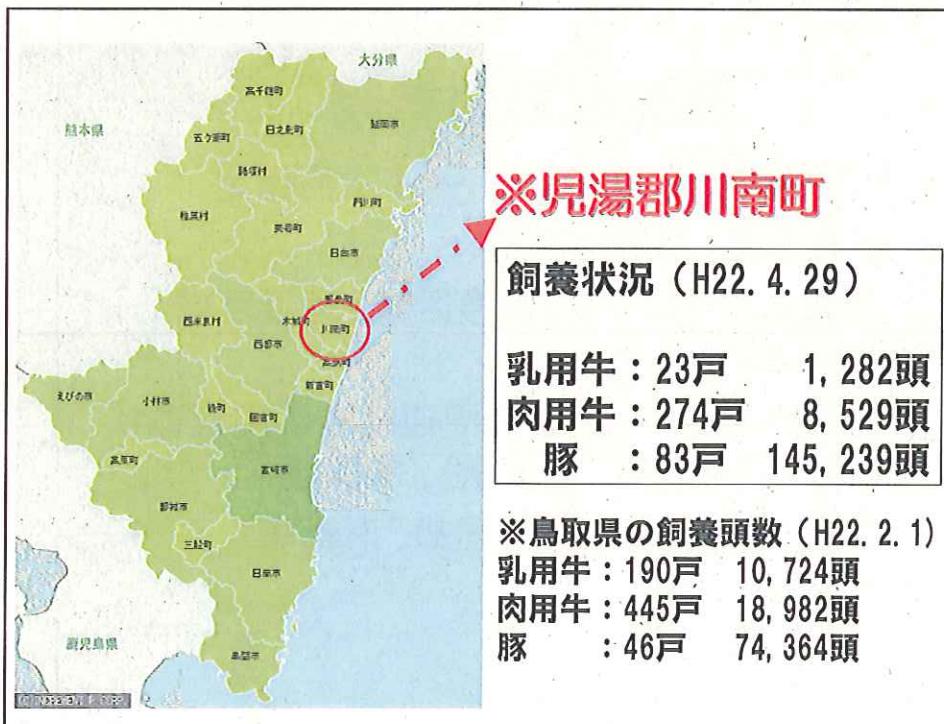
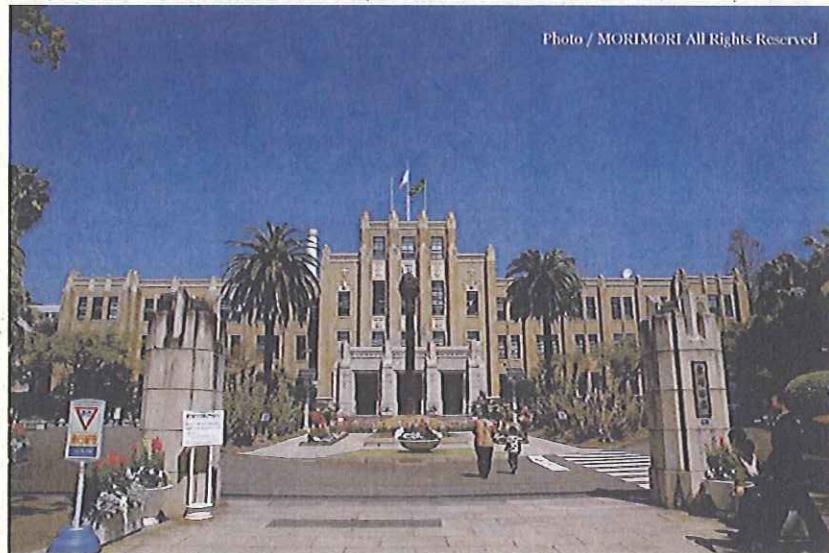
平成22年6月11日(金)

開催場所:とりぎん文化会館 第3会議室

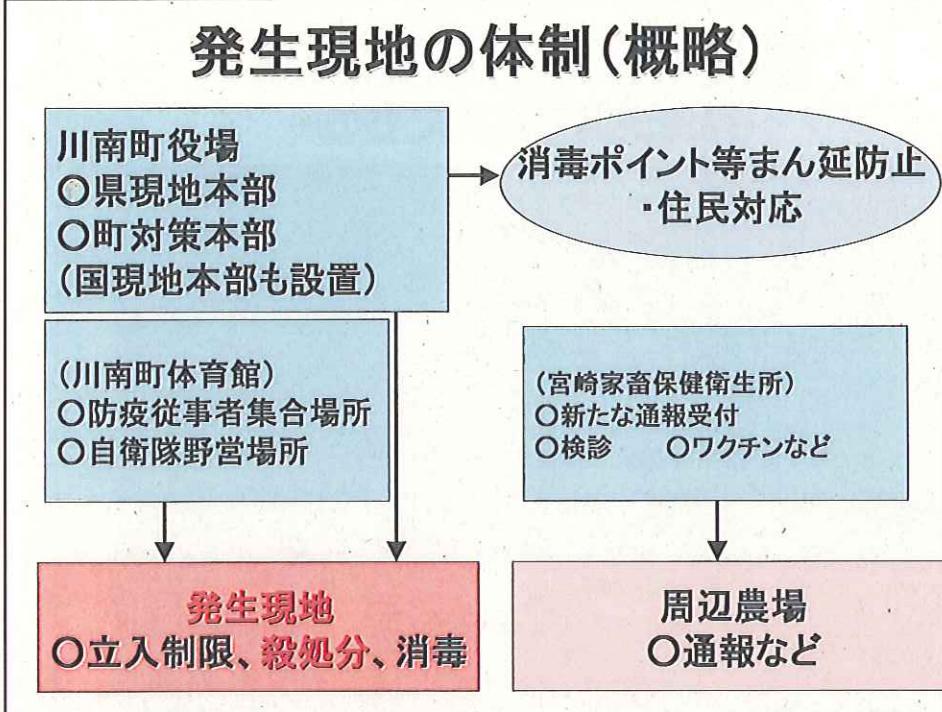
番号	機関名	職名	氏名	随行者(職名・氏名)
1	鳥取市	農業振興課長	福田 正樹	
2	岩美町	町長	榎本 武利	
3	八頭町	産業観光課 課長補佐	歳岡 誠司	
4	若桜町	副町長	山本 義紀	
5	智頭町	建設農林課 課長補佐	小屋本 正顕	
6	倉吉市	産業部次長兼農林課長	萬場 幹男	
7	湯梨浜町	副町長	仙賀 芳友	
8	三朝町	農林課 農林振興室長	青木 大雄	
9	北栄町	産業振興課 参事	西川 義昭	
10	琴浦町	町長	山下 一郎	
11	米子市	農林課長	八幡 久男	
12	境港市	商工農政課長	木下 泰之	
13	大山町	農林水産課 課長補佐	末次 四郎	
14	日吉津村	建設産業課長	松尾 達志	
15	伯耆町	副町長	森田 俊朗	
16	南部町	副町長	藤友 裕美	産業課 足羽 靖弘
17	江府町	町長	竹内 敏朗	
18	日野町	町長	景山 享弘	
19	日南町	副町長	中村 英明	
20	鳥取県農業協同組合中央会	専務理事	前坂 英雄	
21	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	営農・畜産部長	安陪 和美	
22	鳥取いなば農業協同組合	代表理事組合長	近藤 儀徳	
23	鳥取中央農業協同組合	代表理事常務	石田 繁幸	
24	鳥取西部農業協同組合	代表理事組合長	高見 俊雄	
25	大山乳業農業協同組合	常務理事	小濱 譲	酪農指導部次長 齋木 義仁
26	鳥取県畜産農業協同組合	代表理事専務	西村 京二	
27	社団法人鳥取県獣医師会	会長	福田 豊	
28	鳥取大学	農学部獣医学科 教授	山口 剛士	
29	鳥取県	知事	平井 伸治	
30	鳥取県	農林水産部長	鹿田 道夫	
31	鳥取県	農林水産部次長	岡本 康宏	
32	鳥取県	農林水産部畜産課長	澤田 雅広	

# 宮崎県への防疫派遣

## ～発生現場で見えたもの～



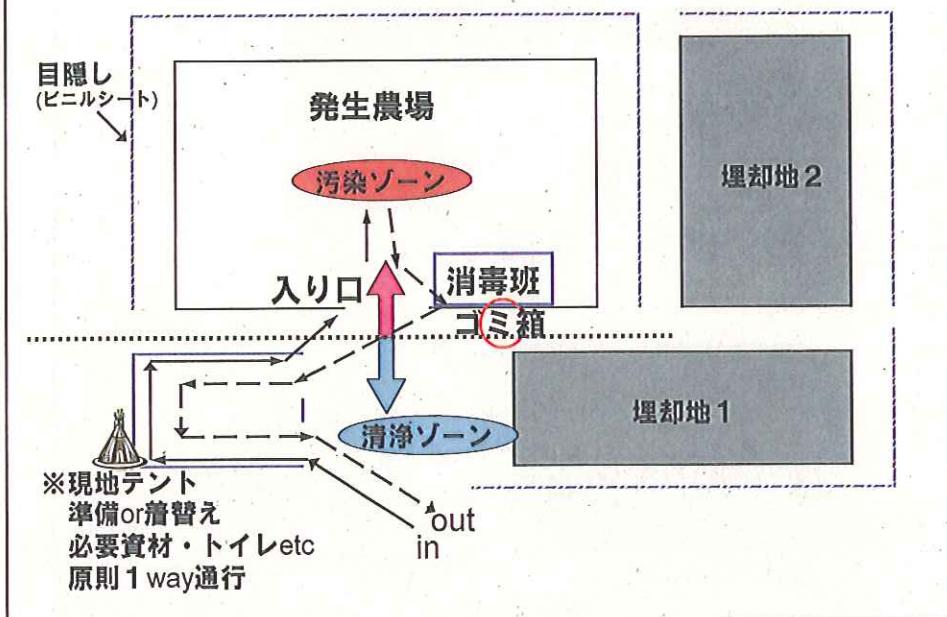
## 発生現地の体制(概略)



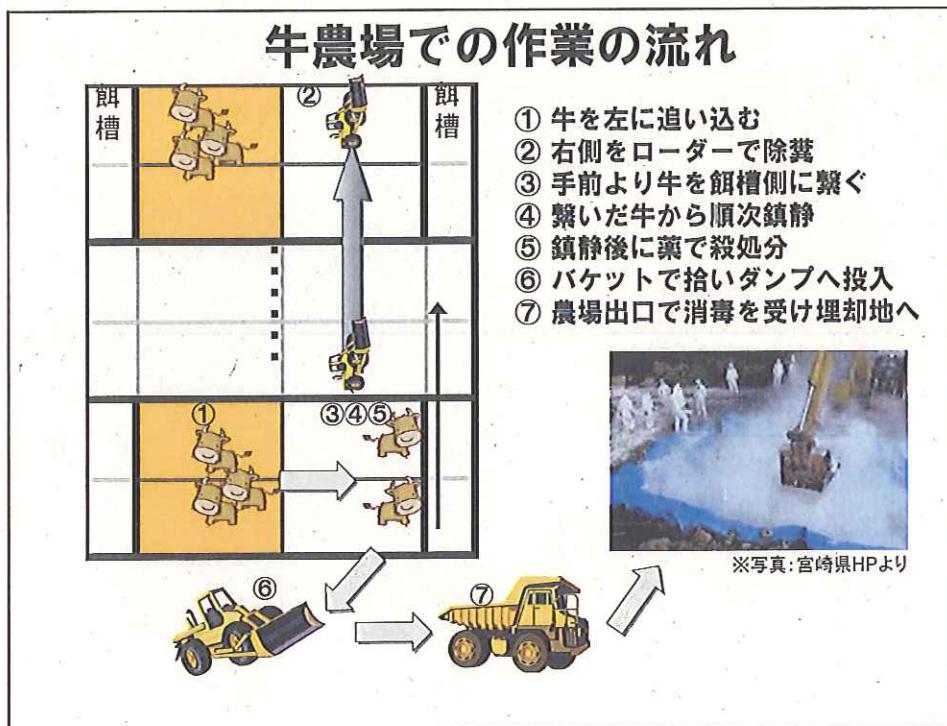
## 発生現地の業務

- 1 PCR陽性、又は症状+ → 本病確定
- 2 緊急消毒、農場の隔離
- 3 農場のゾーニング(清浄区域、汚染区域)、テント設置
- 4 埋却地選定、決定後の周辺地域の同意取り付け、試験採掘(地下水)、本採掘
- 5 家畜の評価、殺処分、埋却、消毒等
- 6 防疫措置完了

## 農場見取り図



## 牛農場での作業の流れ



## 殺処分

～獣医師と専門家が実施～

- 薬で…牛、豚
- 電殺機で…豚
- 炭酸ガスで…子豚



## 農場の清掃、消毒、その他

～動員者、自衛隊等が作業～

- 消毒前の清掃  
(人海戦術)
- 消毒(人海戦術)
- その他:道具準備など様々なバックアップ)



## 現場の混乱

### ● 体調不良者、怪我人の発生

骨折、ねんざ、熱中症、食中毒、消毒薬が目に、牛に蹴られる…など

### ● 大型農場では作業はぶつ通し

- ・ 昼飯・水分補給も農場内で
- ・ 休憩は他の作業の進行中  
例)死体搬入中に獣医師が休む、等

### ● 救護班の必要性

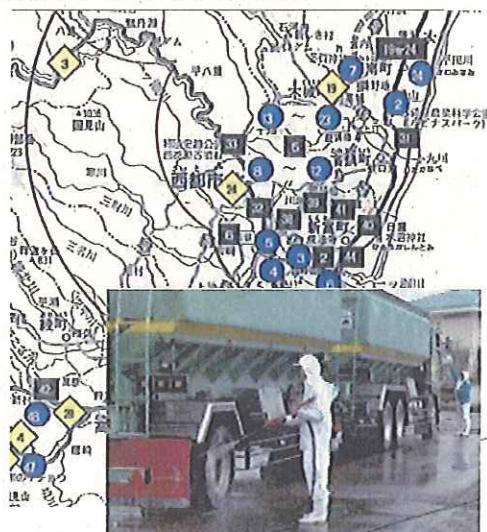
救護班は自衛隊のみ、一般動員は準備されていなかつた

## 消毒ポイント

～県、市町村、団体、その他で運営～

### (設置例)

- 24時間運営
- 国道から数百メートル入った場所で、人家のない空き地
- 県道沿い
- 照明資材、コンテナハウスも用意 動噴2台
- 約5~8人体制
- 警察官1名常駐



※写真：宮崎県HPより

## 厳重な衛生管理が必要

- 現地作業後：下着まで廃棄、メガネ、携帯等も消毒  
(不要な物は持ち込まない)
- バスでの移動：バスの中を汚染しないように、  
バス内は防護服
- その他様々な対策 → **それでも拡がる伝染力**

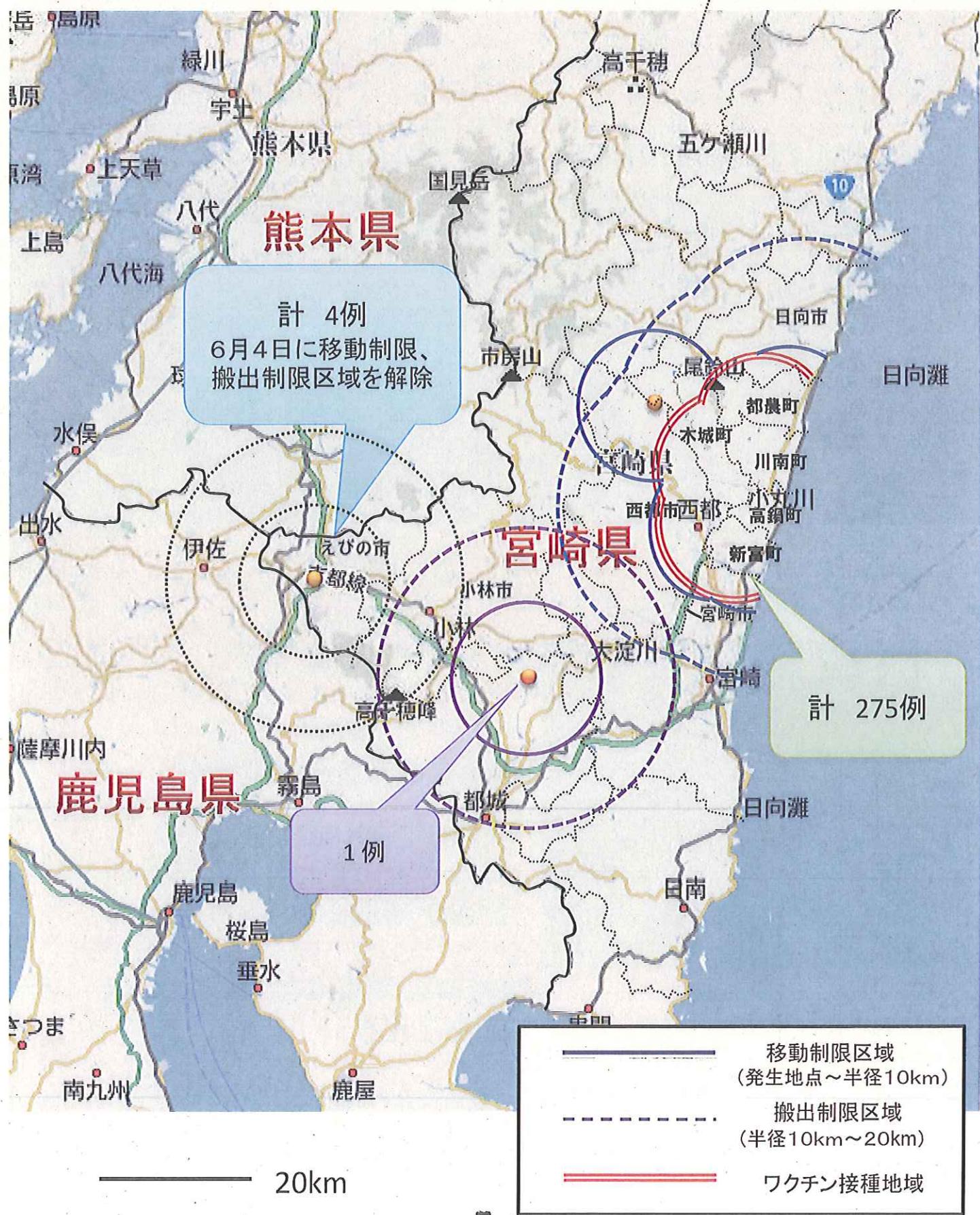
※鳥取県からの派遣者：

- ・靴、衣類等はすべて、宮崎で廃棄
- ・派遣終了後、7日間は自宅に

# 口蹄疫の発生状況について

発生280戸 186, 249頭

平成22年6月10日

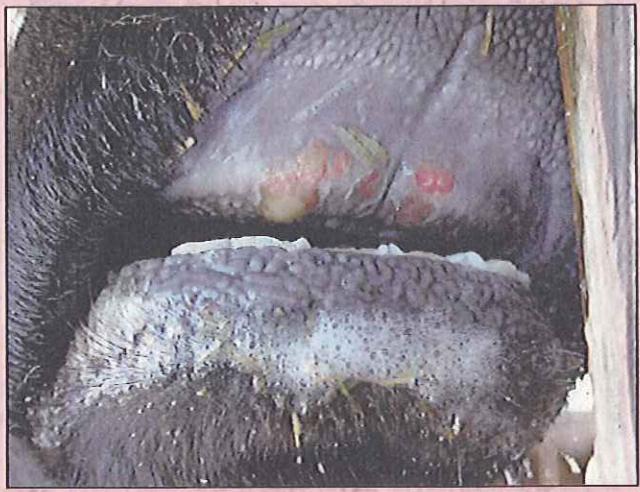


## 宮崎県の事例における感染牛の写真(写真:宮崎県提供)

口内の水ぶくれ(初期の症状)



口内の水ぶくれ



多量のよだれ



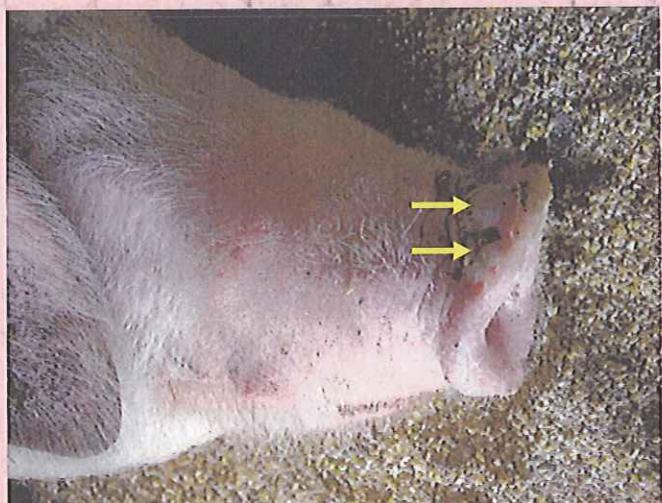
### 宮崎県の発症例の他のポイント

- ・発熱がある(40°C以上)
- ・口内や舌のまわりがただれています
- ・食欲が減退しています

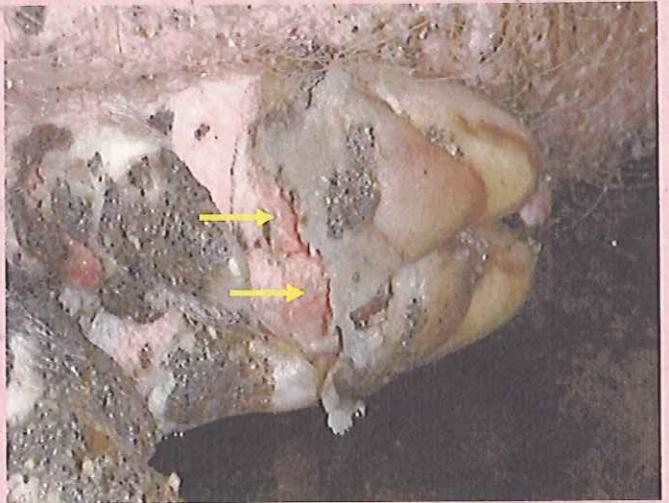
※複数の家畜にこのような症状  
が見られる

## 宮崎県の事例における感染豚の写真(写真:宮崎県提供)

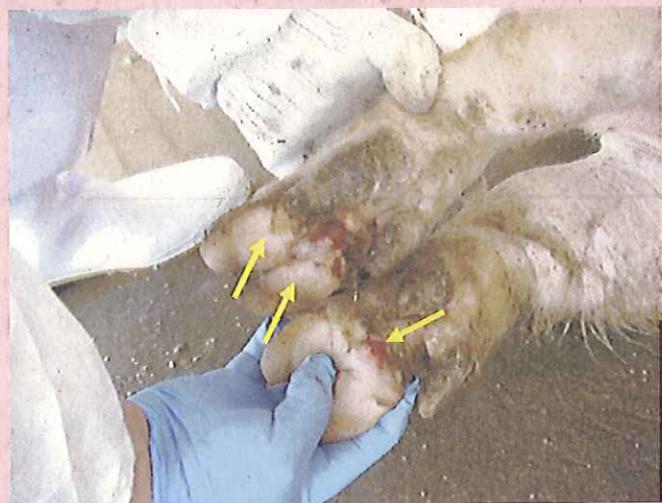
鼻の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれの破れ



蹄部の水ぶくれ



### 宮崎県の発症例の他のポイント

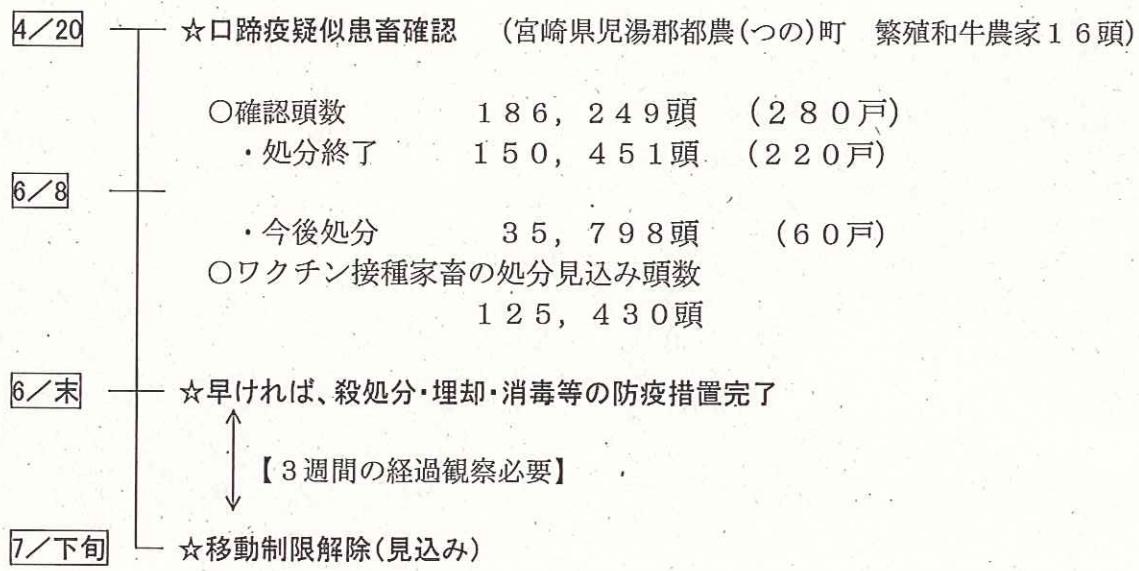
- ・発熱がある( $40.5^{\circ}\text{C}$ 以上)
- ・跛行(足をひきずる)が見られる
- ・食欲が減退している

※複数の家畜にこのような症状  
が見られる

## 宮崎県における口蹄疫防疫措置の進捗状況

平成 22 年 6 月 9 日  
畜 产 課

◎宮崎県の口蹄疫疑似患畜及びワクチン接種家畜(発生地～10kmの移動制限区域内)の  
処分終了の見込み(6月9日現在)



(なお、えびの市は6月4日(金)午前0時に解除。)

◎早期出荷(10～20kmの搬出制限区域内)の終了見込み

①対象頭数：7, 700頭 (搬出制限区域内には牛 18,256 頭、豚 15,312 頭。  
うち子牛や子豚を除く早期出荷対象頭数)

②食肉処理場の能力：牛 60 頭／日、豚 1, 620 頭／日 (5月 31 日から操業開始)

③宮崎県の見込み：処理を 3ヶ月と見込む。

# 重要 口蹄疫まん延防止への御協力を

市町村向け

## ■〇〇町で疑似患畜を確認

〇〇町で、〇月〇日に口蹄疫の疑似患畜が発生しました。町では疑似患畜確認後、速やかにまん延防止のための対策を全効率で行っています。

## ■牛、豚等の移動制限（殺処分完了後21日間）

口蹄疫の移動制限については、原則、発生農場を中心として、半径10キロメートル、搬出制限区域は、半径20キロメートルとなっています。制限期間については、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防護指針により、原則として、最終発生例の殺処分完了後21日間となります。

## ■徹底した消毒をお願いします

関係者以外の畜農家への出入りは控えましょう。やむを得ず、畜産農家へ出入りする場合や、他人の農地に入りする場合は、畜車両や靴底などの消毒をお願いします。農作業で使った機械等についても消毒をお願いします。畜農家の方は、畜舎周辺の消毒と、踏込消毒槽を設け、他人の出入り消毒を行いうとともに、専用の長靴や衣類を準備し、他人の出入りを極力避けください。

## ■たい肥、ふん尿の散布は制限されます

牧草の収穫時期となるまでは、移動制限区域内では、移動制限が解除されますが、家畜伝染病予防法により、原則、また豚のたい肥、ふん尿を移動したり、散布したりする場合は認められることはありません。ただし、やむを得ないと認められた場合は、管轄の県家畜保健衛生所の上、移動することもありますので、ご確認ください。

## ■車の消毒にご協力ください

口蹄疫まん延防止のため、市内の消毒ポイントでの車両の消毒と通行制限を行っています。畜産関係の方だけでなく、一般の方々も車の消毒にご協力ください。町内に複数の消毒ポイントがあります。全ての消毒ポイントでご協力をお願いします。

## ■消毒薬を無償配布します

各地域で、防疫体制の強化に取り組まれる場合は、消毒薬（）を無償配布しますので、区長さんは、事前に「〇〇〇」にご連絡の上、お受け取りください。なお、散布場所につきましては、地域内において車両等の往来が多い場所などをそれぞれの地域で判断して決定してください。

## ■交通規制にご協力ください

口蹄疫まん延防止のために、町内で車両の通行規制を行っているところがあります。通行止め地点では、自動車だけではなく、ウオーキングやサイクリング等の出入りもできません。ご協力をお願いします。

問い合わせ先

〇〇〇町口蹄疫対策本部

〇〇〇町〇〇課 電話〇〇一〇〇〇〇

## 〇〇町の口蹄疫対策の取り組み

### ◆現地防疫体制

疑似患畜が確認された後、速やかに確認農場での殺処分、畜舎消毒、埋却などの防疫作業を実施します。確認農場での防疫作業には、〇月〇日現在、町職員、県職員、農協など延べが従事しています。

### ◆口蹄疫対策チラシの配布（新聞折り込み）

口蹄疫蔓延防止のために、新聞折り込みチラシを活用し、市民への防疫体制への協力のお願いと情報提供を行っています。

### ◆健康相談窓口を設置

不安やストレスを抱える市民や関係者の皆さんとの健康相談窓口を設置しました。

町〇〇課〇〇係  
電話〇〇一〇〇〇〇

### ◆広報活動

町の防災無線で、1日に〇回、口蹄疫対策への協力のお願いを行っています。広報車では、JAと連携を図り、移動制限区域内で、交通規制の情報やたい肥の散布を行わないよう、広報を行っています。

### ◆畜産農家への訪問時の注意

水道、電気メーターの検針、訪問介護、郵便配達、宅配便の配達など、畜産農家への訪問の際には、事前に確認を行なうようお願いしています。

### ◆地区、事業所に消毒薬無償配布

希望される地区に消毒薬を無償配布しています。地域や道路上における消毒に活用してください。

### 〇〇町口蹄疫対策本部長より

### ◆自主消毒ポイントの設置（10カ所）

県の消毒ポイントは、JA畜産センター、県道、広域農道の3カ所に設置。〇〇町の自主消毒ボイントは、現在、発生地付近を中心にしています。消毒ポイントでは24時間態勢で両方の消毒を実施しています。

### ◆移動制限強化区域の設置

移動制限区域は、畜産伝染病予防法に基づき県が設定しましたが、町では「移動制限強化区域」を設置し、町道の通行止め等を行なながら、まん延防止に努めています。(通行止め〇路線設置)

### ◆畜産農家の聞き取り調査

発生農場から3キロメートル圏内の全畜産農家に対して、毎日電話で家畜の健康確認を行なっています。

### ◆消毒薬配布（全畜産農家へ）

畜産農家全戸に対して、疑似患畜発生後速やかに、消毒薬を無償配布し、農協、町職員が防疫対策の指導を行っています。

### ◆発生地付近道路の消毒（散水車で散水）

発生農場付近の道路を中心に、毎日〇台の散水車で消毒薬を散布しています。

【口蹄疫発生に伴う関連対策(国)】 ④今回の対策

平成22年6月10日 畜産課

国の関連対策は4/23に打ち出され、4/30、5/21に一部追加、一部対象地域の見直し(制限区域内→宮崎・鹿児島・熊本・大分→九州・沖縄)が行われている。

区分	内 容
家畜伝染病予防法対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分家畜等に対する手当金 患畜：評価額の1/3 擬似患畜：評価額の5/4           <ul style="list-style-type: none"> <li>●擬似患畜手当金の迅速な交付（概算払い実施）：4/30→変更なし</li> <li>●疑似患畜の手当金の差額（1/5）全額を特別交付税措置：4/30→変更なし</li> </ul> </li> <li>・死体等の埋却経費に対する交付金（1/2）           <ul style="list-style-type: none"> <li>●消毒薬の散布（宮崎、鹿児島、熊本、大分）を全額国負担：4/30→変更なし</li> <li>●移動制限区域内のワクチン接種、早期処分支援：5/19→変更なし</li> </ul> </li> </ul>
資金対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜疾病経営維持資金           <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者の拡大（九州・沖縄）：5/21対象地域拡大</li> <li>●融資枠拡大（20億円→100億円）：4/23→変更なし</li> </ul> </li> <li>・家畜防疫互助基金の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>●資金の円滑な融通、支払猶予の要請：4/23→変更なし (金融機関、配合飼料メーカー、リース会社等へ要請)</li> </ul> </li> </ul>
★ <u>経営安定対策の要件緩和</u>  (国に対し対象地域の拡大を要望)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●肉用子牛生産者補給金の月齢要件緩和：4/23→4/30、5/21対象地域拡大（九州・沖縄）</li> <li>●肉用牛肥育経営安定特別対策の月齢要件緩和：4/23→4/30、5/21対象地域拡大（九州・沖縄）</li> <li>●肉用牛肥育経営安定特別対策の生産者拠出金免除：4/23→変更なし (制限区域)</li> <li>●養豚経営安定対策の生産者拠出金免除：4/23→変更なし (制限区域)</li> </ul>
★ <u>滞留する家畜等への対応</u>  (国に対し対象地域の拡大を要望)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子豚の淘汰及び焼埋却への助成（制限区域）：4/30→5/21内容拡充</li> <li>●出荷適期を超えた肉豚への助成（制限区域）：4/30→5/21内容拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産高度化支援リース（1/3補助付き）               <ul style="list-style-type: none"> <li>●出荷できない家畜用カーフハッチを対象：4/23→4/30、5/21対象地域拡大（九州・沖縄）</li> <li>●簡易畜舎を対象（制限区域）：4/23→変更なし</li> </ul> </li> <li>・繁殖肥育一貫生産方式導入支援（27千円/頭）               <ul style="list-style-type: none"> <li>●農協が離農跡地を活用し地域内一貫体制への助成追加：4/30→5/21対象地域拡大（九州・沖縄）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●畜産商組合による預託牛の月齢要件の緩和（九州・沖縄）：4/30→変更なし</li> <li>●家畜市場の円滑な再開のための購買者に対する輸送費等を助成：4/30→変更なし (宮崎、鹿児島、熊本、大分) (九州内1,000円/頭、九州外2,500円/頭、国1/2)</li> </ul>
家畜排せつ物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費・安全対策交付金           <ul style="list-style-type: none"> <li>●ビニールシート等に対する助成を追加（国1/2）：4/23→変更なし</li> </ul> </li> </ul>
家畜共済事業対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金の納入猶予、免責の適用除外：4/23→変更なし</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸別所得補償モデル対策の申請等の期限の弾力的運用（期限延長）：4/23→変更なし</li> </ul>

＜参考＞「口蹄疫対策特別措置法」(5/28成立、6/4施行)の骨子

- ① 消毒施設の設置場所を通行する車両などの消毒を義務付け(消毒は県が実施)
- ② まん延防止のための予防的殺処分の勧告及び実施(県が実施)
- ③ 殺処分家畜の損失補てん、埋却費用の交付(県が行い、国が全部又は一部補てん)
- ④ 埋却用地の確保、作業者の派遣等(国(地方自治体も努力義務))
- ⑤ 経営再建への無利子貸付け、地域経済再生を支援する基金の創設(国)

※予算規模は1,000億円程度が見込まれている。

※平成24年3月31日までの時限立法。

## 口蹄疫に係る本県の対応（要旨）

平成22年 6月 9日  
畜 産 課

宮崎県で口蹄疫の発生が続いていることから、県内全ての農場に対する緊急一斉消毒等を実施するなど、県内への口蹄疫の侵入防止を図っている。

### 1 県内の偶蹄類を飼養する全農場の状況（異常の有無の確認）

- (1) 宮崎県との間で家畜の移入・移出のあった農家(12戸:404頭)調査・・・・・異常なし  
(なお、現在は移入・移出はしていない。)
- (2) 県内の偶蹄類(牛、豚、山羊、めん羊)の全飼養農場(698戸:104,251頭)調査・・・・・異常なし

### 2 県内の偶蹄類を飼養する全農場の緊急一斉消毒

- (1) 方 法：県が告示（5月11日付告示）し、知事命令により実施  
県の家畜伝染病予防法事業予算の中から県が消毒薬（炭酸ソーダ）を購入し、全戸配付（対象698戸）
- (2) 時 期：5月14日から約1ヶ月間に亘り、全農場の家畜飼養施設に出入りする者の作業靴及び車両消毒を実施
- (3) 6月補正予算：7月～9月の3ヶ月間の消毒薬を全戸配布

### 3 鳥取県家畜伝染病対策協議会の開催

4月30日に鳥取県家畜伝染病対策協議会（農業団体、市町村、県等で構成）を開催し、口蹄疫の防疫対応について話し合い、「生産者、JA等団体、市町村、県」それぞれの役割を確認し、防疫対策を実施している。

### 4 対策本部の設置等

- ・鳥取県家畜伝染病防疫対策本部を4月30日に設置（本部長：県農林水産部長）  
※ 県内に発生した場合は、鳥取県口蹄疫防疫対策本部に移行（本部長：知事）
- ・府内連絡会議の開催  
関係課の情報共有と初動対応を確認するため5月20日に開催

### 5 空港、港湾の防疫対策

海外便が到着する空港、港湾における防疫対策については、次のとおり実施されていることを農林水産省動物検疫所に確認済み。

米子空港 韓国便で入国する全乗客の靴底消毒を実施

境港 DBS クルーズで入国する全乗客についても空港同様に実施

### 6 宮崎県への鳥取県職員(獣医師等)の応援派遣 16名

- (1) 派遣元所属：畜産課、倉吉家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、東部総合事務所農林局、八頭総合事務所農林局、中部部総合事務所農林局、西部部総合事務所農林局、日野総合事務所農林局、農林総合研究所
- (2) 業務内容：殺処分等の防疫業務、疑い農場の病性鑑定、ワクチン接種及び作業補助等

### 7 鳥取県口蹄疫初動防疫連絡会議の開催

6月11日に鳥取県口蹄疫初動防疫連絡会議（県、市町村長、農業団体の長、鳥取大学、県獣医師会）を開催し、口蹄疫に関する共通認識を図り、初動対応時に担う業務を確認

## 口蹄疫に係る本県の対応

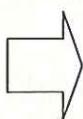
H22.6.8 畜産課

日 時	内 容	宮崎発生累計
4月20日	(宮崎県で口蹄疫発生)	1件 16頭
4月20日	本県と宮崎県の家畜の移出入（3月～4月）を緊急調査 ・牛114頭移入、豚290頭移出（調査以降移出入なし） ・異常のないことを確認	
4月21日～ 4月30日	本県の偶蹄類飼養農場の全戸調査を実施 ・調査戸数：698戸 異常なし	
4月30日	「鳥取県家畜伝染病対策協議会」を開催 ・県、市町村、関係団体等を参集 ・緊急連絡体制の確認、各機関の役割を整理  県庁内に「鳥取県家畜伝染病防疫対策本部」を設置 ・本部長：県農林水産部長 ※近県で発生した場合は「鳥取県口蹄疫防疫対策本部に移行 (本部長：知事)	12件 4,369頭
5月6日 ～継続	獣医師等、宮崎県への応援派遣（殺処分、家畜の保定、病性鑑定等） ・5月：8名派遣済み ・6月：1名派遣済み、今後7名予定 (6月8日現在)	
5月11日	全農家を対象とした緊急一斉消毒を告示 ・緊急消毒期間：5月14日から1ヶ月間 ・消毒薬（炭酸ソーダ）は県が無償配布	71件 75,654頭
5月20日	府内連絡会議開催 ・府内での情報共有、初動時の役割確認	159件 130,258頭
5月27日	和子牛セリ開催（全農：鳥取県中央家畜市場） ・従来の消毒槽に加え、動力噴霧器による車体消毒実施 ・靴底消毒を増設 ・施設内に消石灰散布	221件 152,403頭
6月3日	和子牛セリ開催（全農：鳥取県中央家畜市場） ・従来の消毒槽に加え、動力噴霧器による車体消毒実施 ・靴底消毒を増設 ・施設内に消石灰散布 ・農場消毒、注意喚起パンフレット配布 ・市場価格の活性化対策実施 (40万円/頭以上の購買者に一律2万円助成)	269件 180,004頭

# 鳥取県口蹄疫緊急対策

## ○これまで(5月20日)の対策

- ・鳥取県家畜伝染病対策協議会(農業団体、市町村、県等)開催(4/30)
- ・鳥取県家畜伝染病防護本部設置(4/30)
- ・県告示(5/11)により、全農家への消毒を知事命令により実施。
- 1ヶ月分の消毒薬(炭酸ソーダ)を全農家へ県が無償配布。



## ○宮崎県内の被害拡大の現状に鑑み、今後の追加対策を次のとおり実施

6月補正予算 22,500千円(事業規模 24.8億円)

## ○県内への発生防止・風評被害防止対策

### <消毒薬の追加配布>全農家に対する消毒薬の配布 ・6~7月:既存予算内対応 ・7~9月:6月補正(15,000千円)

### <子牛セリ対策> セリ価格の低迷防止対策として、肥育素牛購買者への価格 支援(2万円/頭) ⇒6月補正(5,000千円)

### <消費者対策> 風評被害による消費対策として、関係者等による販売促進 のための消費拡大イベント等を実施 ⇒既存予算内対応

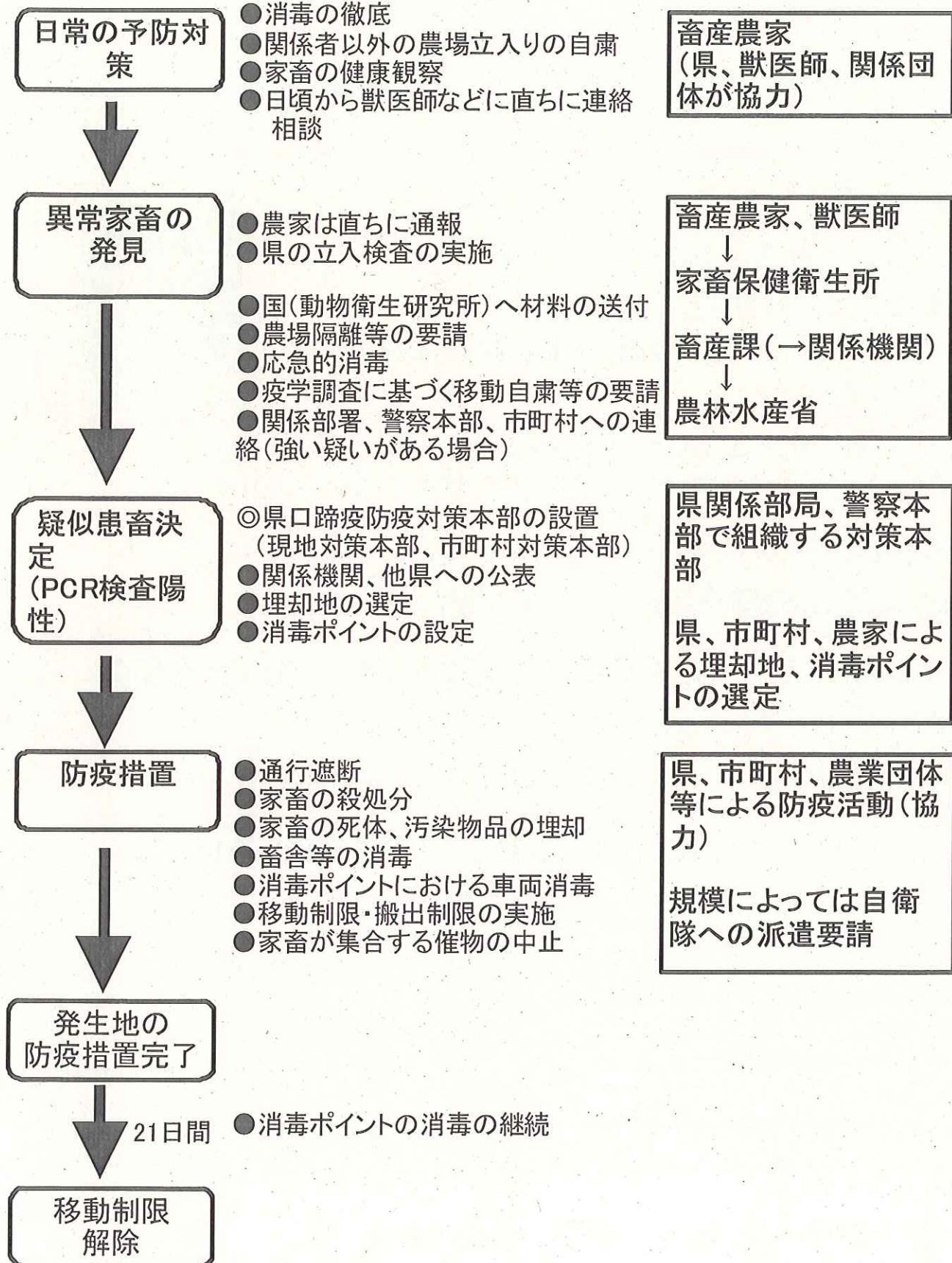
## <経営支援>

- ◆畜産農家 農林漁業セーフティネット資金を利用する畜産農家に対する利子補給  
(県1/3) ⇒6月補正(2,000千円)  
※融資規模14.6億円
- ◆畜産関連者(加工業、販売業等)  
経営安定支援借換資金等に「口蹄疫対応枠」を創設 ⇒制度改正対応  
※融資規模10億円

## ○県内発生時対策

- ・県内発生時の県対応マニュアルの作成(鳥インフルに準拠) ⇒5月中作成
- ・発生を想定した情報共有・体制整備等の協議・訓練等を実施 ⇒6月補正(500千円)
- ・家畜処分及び生産者への補てん等 ⇒国による支援

(参考) 口蹄疫の予防、防疫措置の流れ



畜産農家の皆様へ

## 大切な家畜を口蹄疫から守るために

### 口蹄疫とは...

牛や豚などにかかる伝染病です。  
口や蹄に水ぶくれができるのが特徴です。  
また、発熱や多量のよだれを流し、食欲がなく  
なったりします。



写真：宮崎県

更に詳しい口蹄疫の情報は、以下の動物衛生研究所のホームページでもご確認いただけます。  
<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>

### 欠のこと気につけましょう！！

- 飼養する家畜の健康観察は毎日丁寧に行いましょう。
- おかしいなと思ったら、すぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。
- 関係者以外の農場への立ち入りは極力控えましょう。
- 農場を訪問する車や持ち込む器具等は必ず消毒しましょう。
- 作業着はこまめに交換し、消毒・洗濯しましょう。

### 牛の症状の目安(写真は裏面)

- ・口内の水ぶくれ(特に初期)
- ・口内や舌のまわりがただれています
- ・食欲減退
- ・多量のよだれ
- ・発熱がある(40°C以上)

※複数の家畜にこのような症状が見られる

### 【連絡先】

鳥取家畜保健衛生所 電話 0857-53-2240

倉吉家畜保健衛生所 電話 0858-26-3341

西部家畜保健衛生所 電話 0859-62-0140

裏面もご覧ください

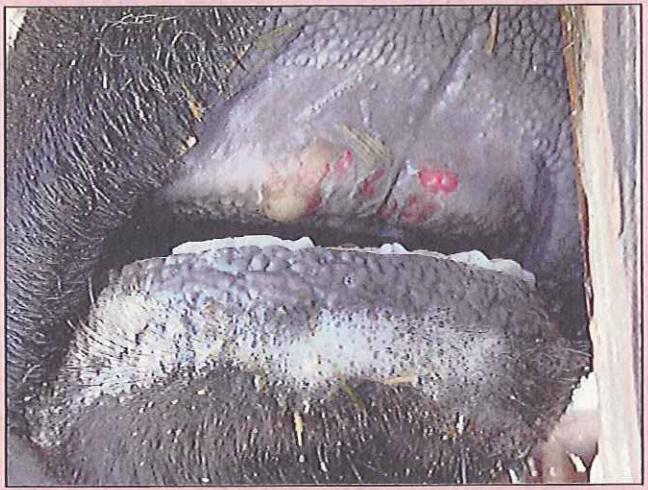
以下のような症状を確認した場合には、必ず  
獣医師か家畜保健衛生所に連絡しましょう。

宮崎県の事例における感染牛の写真(写真:宮崎県提供)

口内の水ぶくれ(初期の症状)



口内の水ぶくれ



多量のよだれ



#### 宮崎県の発症例の他のポイント

- ・発熱がある(40°C以上)
- ・口内や舌のまわりがただれています
- ・食欲が減退しています

※複数の家畜にこのような症状  
が見られる

畜産農家の皆様へ

# 大切な家畜を口蹄疫から守るために

## 口蹄疫とは…

牛や豚などにかかる伝染病です。  
口や蹄に水ぶくれができるのが特徴です。  
また、発熱や多量のよだれを流し、食欲がなく  
なったりします。



写真：宮崎県

更に詳しい口蹄疫の情報は、以下の動物衛生研究所のホームページでもご確認いただけます。  
<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>

## 次のことに気をつけましょう！！

- 飼養する家畜の健康観察は毎日丁寧に行いましょう。
- おかしいなと思ったら、すぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。
- 関係者以外の農場への立ち入りは極力控えましょう。
- 農場を訪問する車や持ち込む器具等は必ず消毒しましょう。
- 作業着はこまめに交換し、消毒・洗濯しましょう。

### 豚の症状の目安(写真は裏面)

- ・鼻の水ぶくれ
- ・跛行(足を引きずる)が見られる
- ・食欲減退

※複数の家畜にこのような症状が見られる

- ・蹄の水ぶくれ(の破れ)
- ・発熱がある(40.5°C以上)

### 【連絡先】

鳥取家畜保健衛生所 電話 0857-53-2240  
倉吉家畜保健衛生所 電話 0858-26-3341  
西部家畜保健衛生所 電話 0859-62-0140

裏面もご覧ください

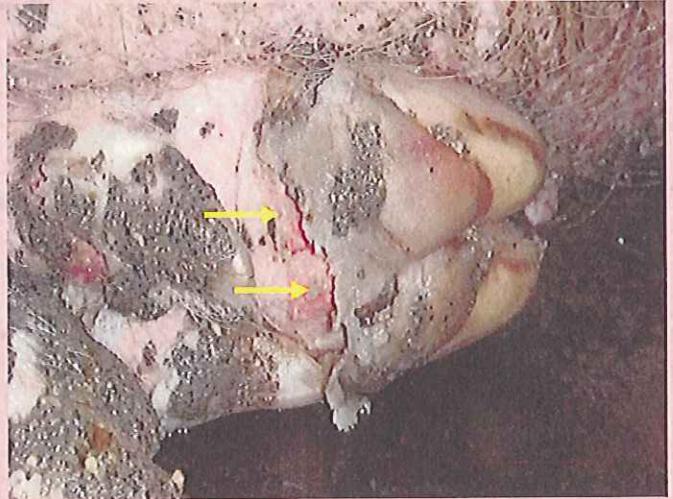
以下のような症状を確認した場合には、必ず  
獣医師か家畜保健衛生所に連絡しましょう。

宮崎県の事例における感染豚の写真(写真:宮崎県提供)

鼻の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれの破れ



蹄部の水ぶくれ



#### 宮崎県の発症例の他のポイント

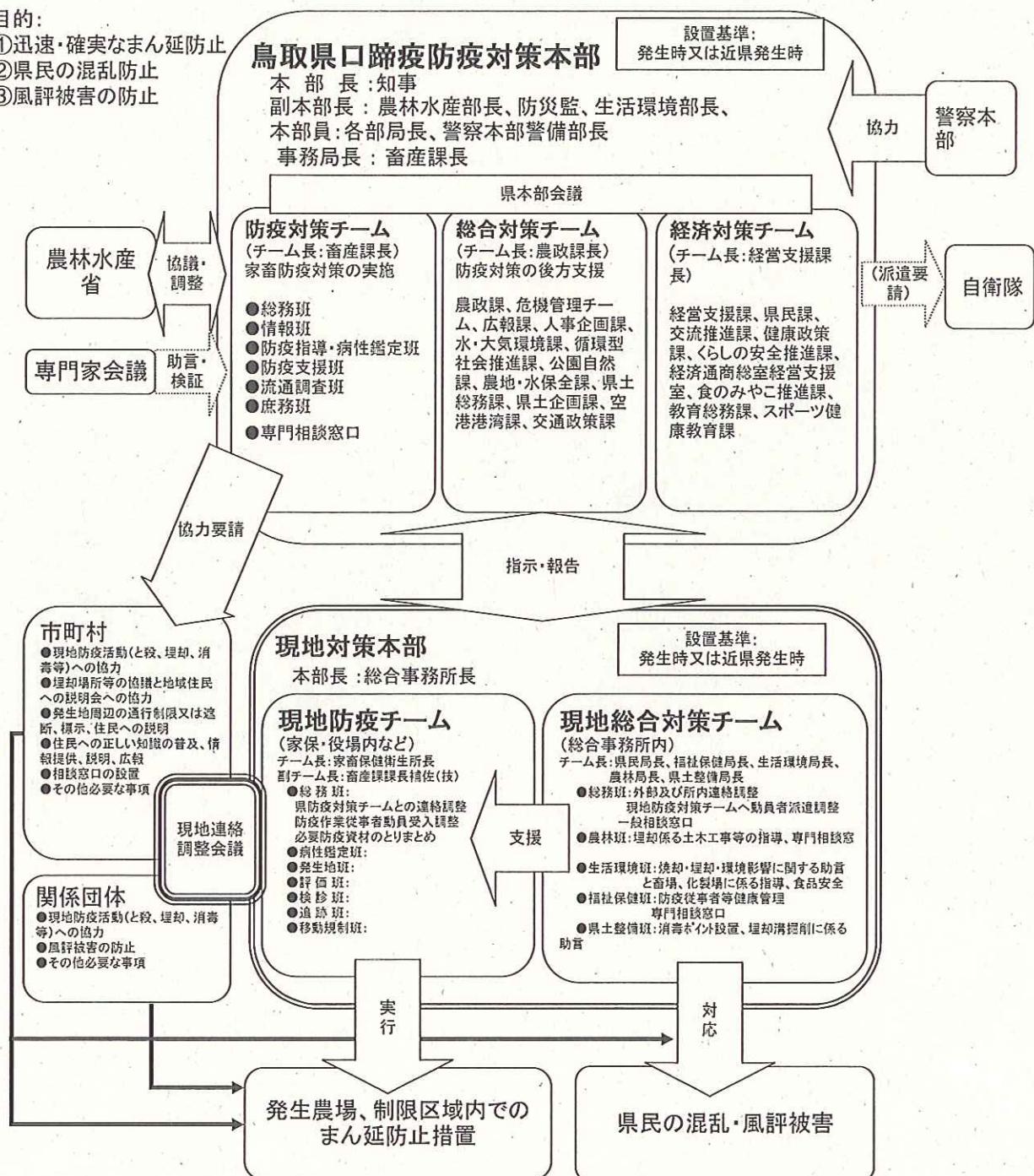
- ・発熱がある(40.5°C以上)
- ・跛行(足をひきずる)が見られる
- ・食欲が減退している

※複数の家畜にこのような症状  
が見られる

## 鳥取県口蹄疫防疫対策本部体制図

## 目的:

- ①迅速・確実なまん延防止
- ②県民の混乱防止
- ③風評被害の防止



# 口蹄疫対策のための役割について (県口蹄疫マニュアルから抜粋)

## 市町村の役割

### 1. 基本事項

#### (1) 管内で発生した場合に備えて検討する事項

- 対策本部** ○市町村対策本部を立ち上げる場合の時期、構成等の検討
  - 防疫準備** ○現地防疫活動（殺処分、埋却、消毒等）への動員方法、動員者数の検討
    - 埋却場所の候補地の検討及び地域住民への説明方法の検討
    - 市町村道の通行遮断等の対応の検討
    - 発生時の道路または車両等の消毒場所等の検討（消毒に必要な水及び電気の確保）
    - 防疫活動の従事者の集合場所及びその健康診断の場所の検討
  - 情報提供** ○市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討
- (2) 他の市町村で発生した場合に備えて検討する事項（移動制限区域、搬出制限区域の対象となった場合）
- 防疫準備** ○現地防疫活動への動員協力の検討
    - 道路及び車両等の消毒場所等の検討

### 2. 近県において口蹄疫が確認された時

- 対策本部** ○県内発生時に備えた市町村対策本部の立ち上げの準備
- 防疫準備** ○県内発生時に備えた現地防疫活動（動員、消毒・集合等場所の設定）の準備
- 防疫活動** ○県内への侵入を防止するための消毒に対する協力
- 情報提供** ○市町村民への情報提供

### 3. 管内において異常家畜が発見された時（明確な口蹄疫症状の場合は4と同様の措置へ）

- 県から口蹄疫を疑う異常家畜を発見した旨の通報があった場合
- 対策本部** ○市町村対策本部の立ち上げの準備  
(混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う)
  - 防疫活動** ○現地防疫活動の準備
    - ・動員者の選定
    - ・消毒の準備
    - ・場所の選定（埋却、集合、消毒ポイント）
    - ・通行遮断時の代替道路の検討、通報の準備等

### 4. 疑似患畜決定時（国のPCR検査で陽性となった場合）

- 対策本部** ○市町村対策本部の立ち上げ
- 防疫活動** ○現地防疫活動の動員者の確保
  - 埋却場所の決定及び周辺住民への説明
  - 発生地周辺の通行遮断  
(あらかじめ管轄警察署への通報、県への報告、住民への説明)
  - 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒の準備
- 場所準備** ○防疫活動の従事者の集合及び健康診断の場所（例：公民館、体育館等）の準備
- 情報提供** ○市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

### 5. 防疫措置の実施

- 防疫活動** ○家畜防疫員による殺処分、埋却、消毒等に対する動員者の補助業務
  - ・家畜の保定、移動、運搬
  - ・畜舎等の消毒等
- 消毒ポイントにおける通行車両の消毒、自主的な移動制限強化区域の検討
- 受付業務** ○防疫活動の従事者の受付、健康診断（あるいはその補助業務）
- 情報提供** ○市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

# 口蹄疫対策のための役割について (県口蹄疫マニュアルから抜粋)

## 農業団体の役割

### 1. 基本事項

まず第一に、口蹄疫を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や家畜の健康観察等について指導及び支援を行う。

#### ①管内で発生した場合に備えて検討する事項

- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
- 現地防疫活動（殺処分、埋却、消毒等）への動員方法、動員者数の検討
- 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

#### ②管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項

- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
- 現地防疫活動への動員協力の検討
- 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

### 2. 近県において口蹄疫が確認された時

- 県内発生時に備えた現地防疫活動への協力準備
  - ・消毒、埋却等を補助する動員者の選定
  - ・防疫活動に必要な機材の準備
- 県内への侵入を防止するための消毒の実施（あるいはその協力）
- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力
- 団体構成員への情報提供

### 3. 管内において異常家畜が発見された時

- 県から口蹄疫を疑う異常家畜を発見した旨の通報があった場合  
(混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う)
- 現地防疫活動の準備
  - 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力

### 4. 疑似患畜決定時（国のPCR検査で陽性となった場合）

- 現地防疫活動の動員者の確保
- 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒の協力への準備
- 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動の制限あるいは自粛の指示
- 団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

### 5. 防疫措置の実施

- 家畜防疫員による殺処分、埋却、消毒等に対する動員者の補助業務
  - ・家畜の保定、移動、運搬に係る補助
  - ・家畜の死体等の埋却に係る補助
  - ・畜舎等の消毒等に係る補助
- 消毒ポイントにおける通行車両の消毒への協力
- 団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）

## 西部地区の公共牧場での発生を想定した場合

移動制限区域(半径10km)、搬出制限区域(半径20km)家畜飼養状況



### 移動制限区域

牛	119戸	3, 102頭
豚	4戸	32, 016頭
めん羊	1戸	8頭
山羊	6戸	6頭
計130戸 35, 132頭		

### 搬出制限区域

牛	255戸	10, 843頭
豚	22戸	22, 357頭
めん羊	1戸	1頭
山羊	11戸	16頭
総計419戸 68, 349頭		

県全体 698戸

104, 251頭

## 西部地区の公共牧場での発生を想定した場合

消毒ポイントの想定（設置可能と思われる場所）



区域	市町村	場所
移動制限区域	日野郡江府町 西伯郡大山町 西伯郡大山町 西伯郡大山町 米子市 西伯郡伯耆町 西伯郡伯耆町 西伯郡伯耆町	下蚊屋 一息坂峠 神田展望台 坊領 岡成 金屋谷 JA 溝口支所 岸本ライスセンター
搬出制限区域	東伯郡琴浦町 米子市 米子市 西伯郡南部町 日野郡日野町	ポート赤崎 米子港 県立武道館 大木屋 日野総合事務所